

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法

第七八号）（衆議院送付） 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人又は行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行う。

二、この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、法務大臣が日本司法支援センターの理事長又は監事を任命しようとするとき及び文部科学大臣が日本私立学校振興・共済事業団の理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならないものとし、公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする内容を内容とする修正が行われた。